

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

- ・地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成に取り組むほか、（略）

（2）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し

（三位一体の労働市場改革）

- ・生成A Iが人間の業務を代替することによって、将来的に一部の事務職等の労働需要が減少する可能性があることも考慮して、技術トレンドを踏まえた幅広い労働者に対する効果的なリ・スキリング支援（※）に取り組む。
（※）リ・スキリングに関するプラットフォームの活用を含む。
- ・具体的には、A Iを含むデジタルスキルに関する教育訓練給付金対象講座を拡大するとともに、全国の非正規雇用労働者等がオンラインで職業訓練を受講することを可能とする。
- ・中高年齢層のセカンドキャリアに向けたリ・スキリングを含め、キャリアプランニングを支援する。
- ・2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する。
- ・労働移動の円滑化について、官民の公開求人情報の収集・分析や検定のスキル評価を充実させ、職業情報提供サイト（job tag）の機能を強化する。

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（2）DXの推進

（デジタル・ガバメント）

- ・デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、（中略）国家資格のオンライン・デジタル化（中略）など、様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。

4. 国民の安心・安全の確保

（5）外国人との秩序ある共生社会の実現

（出入国在留管理の一層の適正化）

- ・育成就労制度及び特定技能制度について、分野・受入れ見込数の設定、監理支援機関の要件厳格化等を行うほか、外国人育成就労機構を含め必要な体制を整備する。

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

（就職氷河期世代等への支援）

- ・「就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議」で決定した基本的な枠組みに基づき、リ・スキリング支援の充実等の「就労・処遇改善に向けた支援」、居場所づくり等の「社会参加に向けた段階的支援」及び家計改善・資産形成の支援等の「高齢期を見据えた支援」の3本柱に沿って、従前からの取組を強化する。
今後、詳細な実態や施策ニーズに関する調査を行うとともに、「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」での検討を経て、2025年度内を目途に、K P Iを含む新たな就職氷河期世代等支援プログラムをとりまとめ、その当事者、家族、支援関係者等への広報を強化する。

（女性・高齢者の活躍）

- ・女性版骨太の方針2025に基づき、女性の所得向上・経済的自立に向け、L字カーブの解消に資するよう、（中略）女性デジタル人材の育成（中略）を推進する。